**大阪府社会教育委員条例**

昭和三十四年十月十六日

大阪府条例第三十六号

大阪府社会教育委員条例をここに公布する。

大阪府社会教育委員条例

(設置)

第一条　[社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十五条第一項](JavaScript:void%20fnInyLink(119781,'3800100004241116h.html','J15_K1'))の規定に基づき、大阪府社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。